

令和7・8年度 北広島町小規模修繕等契約希望者登録制度 募集案内

1. 小規模修繕等契約希望者登録制度について

- (1) この制度は、町内の工事及び修繕業者で、建設業許可を受けていない等の理由により北広島町建設工事入札参加資格審査を受けることができない方を対象とした登録制度であり、その中で町が発注する小規模修繕の受注を希望する方が本制度に登録することで、積極的に業者選定の対象となり、小規模事業者の受注機会が拡大し、町の活性化へ寄与することを目的としています。
- (2) 小規模工事とは、その内容が軽易でかつ履行の確保が容易なものをいい、契約予定金額が50万円未満のものです。
- (3) 発注の際には、原則として複数の業者と見積り合わせを行い、最低価格を提示した業者と契約することになります。なお、見積り費用は無料となります。
- (4) 施工にあたっては、一括下請けは禁止であり、受注者本人での施工を原則とします。

2. 登録できる方

北広島町内に建設業法上の主たる事業所又は商業登記簿上の本店を有している法人、もしくは、北広島町内に住民登録及び事業所を有する個人（他に雇用されている者を除く）であり、建設業許可の有無、経営形態等は問いません。ただし、次に該当する方を除きます。

- (1) 契約を締結する能力を有しない方、及び破産者で復権を得ていない方
- (2) 北広島町建設工事入札参加資格者名簿に登録されている方
- (3) 希望業種を履行するために必要な資格、免許等を有していない方
- (4) 北広島町税並びに消費税及び地方消費税を滞納している方
- (5) 暴力団員及び暴力団と密接に関係する者

3. 登録者の取り扱い

申請をお受けし、小規模修繕等契約希望者として登録された方の名簿を北広島町ホームページにて公開します（商号・事業所住所・希望業種）。

登録された方は、北広島町が発注する小規模修繕業務の業者選定の対象となりますが、見積依頼及び契約を約束するものではありません。

4. 登録に必要な書類

	必要書類名
1	小規模修繕業務契約希望者登録申請書（様式1）
2	北広島町税について滞納がないことを証した書面（写し可） ※発行後3か月以内のもの。
3	希望する業種を履行する為に必要な許可証、免許状等の写し

※ 物品・役務に係る入札参加資格審査申請と同時に提出した場合でも、全ての必要書類をご提出ください。

※令和5・6年度において名簿に登録されていない方は、上記の書類とは別に、下記の書類の提出が必要です。（いずれも発行後、3か月以内のもの。）

- ・（法人）商業登記簿謄本（写し可）
- ・（個人）住民票【マイナンバー・本籍地の記載の無いもの】（写し可）
- ・印鑑証明書（写し可）

5. 登録申請書様式等

北広島町ホームページへ掲載します。

<http://www.town.kitahiroshima.lg.jp/life/2/13/80/>



6. 受付期間及び提出場所

受付期間：令和6年11月1日（金）から 令和6年11月29日（金）まで

追加受付期間：令和7年 2月3日（月）から 令和9年 3月31日（水）まで

※ 土曜日、日曜日及び祝日を除く9時から17時までの間

提出先：〒731 - 1595 広島県山県郡北広島町有田 1234 番地

北広島町役場 財政政策課 政策契約係

提出方法：郵送又は持参にて提出して下さい。

7. 登録有効期間

令和7年4月1日（火）～ 令和9年3月31日（水）【2年間有効】

8. 本件に係るお問い合わせ先

〒731 - 1595 広島県山県郡北広島町有田 1234 番地

北広島町役場 財政政策課 政策契約係

Tel. 0826 - 72 - 7359